(記載例)

別記様式第2号(第6条関係)

令和2年6月5日

一般社団法人岩手県交通安全協会 会長 海 鋒 守 様

申込者

事業所名佐藤商店

代表者(責任者)名 佐藤太郎



協賛店加入申込書

一般社団法人岩手県交通安全協会の活動趣旨に賛同し、下記のとおり協賛店として加入を申込みます。

記

1 申込者

事 業 所 名 (店舗・施設名等)	佐 藤 商 店
	₹000-0000
所 在 地	岩手県盛岡市〇〇町〇丁目〇〇-〇
	(フリガナ) サトウ タロウ
代 表 者 名	佐藤太郎
	(フリガナ) サトウ ハナコ
連絡担当者	佐 藤 花 子
連絡先	電話番号 019 (666) 6666 Fax番号 019 (666) 6667
メールアドレス	sato-syoten@yaaaho.co.jp
協賛店の開始	令和2年 6月 5日から
営 業 時 間	10時00分~20時00分(24時間表示)
定休日	毎週 木曜日
ホームページ	http://sato-syoten.ne.jp

2 特典の内容(交通安全協会員に対する優遇措置を定めてください。)

例①:商品購入金額から 5%割引 (他の割引との併用不可)

例②:飲食代 10%割引 (会員本人のみ有効)

例③:商品購入時に粗品進呈 (会員本人のみ有効)

3 留意事項

1 契約の期間

- (1) 協賛店の契約期間は、初年度は、契約の日から翌年3月31日までとします。
- (2) 翌年度からの契約期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。
- (3) 契約期間満了1か月前までに双方いずれからも契約解除の意思表示がないときは、この契約を更新するものとし、以後も同様とします。
- 2 契約内容の変更

協賛店が協賛店加入申込書の内容(店舗名の変更、特典内容等)を変更しようとするときは、あらかじめ、協賛店内容変更届により、地区安協を通じて本会に届け出ていただきますようお願いいたします。

3 契約の解除

協賛店が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除すること とします。

- (1) この契約に定める義務を履行しないとき
- (2) 破産宣告又は銀行等金融機関の取引停止処分を受けたとき
- (3) 公序良俗に反し又はそのおそれがあるとき
- (4) その他、協賛店として不適当と認めたとき
- 4 協賛の終了

協賛店が協賛を終了しようとするときは、あらかじめ、協賛店終了届により、 地区安協を通じて本会に届け出ていただきますようお願いいたします。